

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

## 経営力向上計画策定支援サービス

<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

経営のパスポートを  
ご存じですか？

経営力向上計画はメリットがたくさん！

POINT

①

### 固定資産税が3年間半分になります

機械装置、工具、器具備品、建物付属設備を取得すると固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

※一部地域、業種は限定されます。

POINT

②

### 即時償却・税額控除の適用

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却・税額控除を適用できます。

※固定資産税の特例と併用することができます。

POINT

③

### 日本政策金融公庫による低利融資

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利 - 0.9%の設備資金の融資を受けることができます。

※融資を受けられない場合もあります。

POINT

④

### 各種補助金の加点・優先採択

ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継補助金など審査時に加点を受けることができます。

優遇措置を受けるには  
原則事前に認定を受ける必要があります

当事務所所定のアンケートを回答いただくと、適用できる内容が分かります。

## アンケート

- ◆貴社の資本金を教えてください。 (                      千円 )
- ◆決算月を教えてください。 (                                  月 )
- ◆直近期末の売上を教えてください。 (                      千円 )
- ◆従業員数を教えてください。 (                                  名 )
- ◆事業内容を教えてください。 (                                  )  
(例) 自動車付属部品の製造
- ◆貴社が今後5年間で、取り組んでいきたい事項にチェックしてください。  
 また具体案があれば、内容についても教えてください。
- 従業員教育の強化 (                                  )  
(例) ジョブローテーションの導入により、職員の多能工化の推進を図る
- 設備・ITの導入 (                                  )  
(例) クラウド会計ソフトの導入により、経理の負担軽減を図る
- 費用管理の徹底 (                                  )  
(例) 生産管理のシステムを導入し、生産管理・費用管理を行っていく
- ご記入いただきました企業情報は当事務所にて厳重に管理し、本件以外の目的では使用いたしません。

### 経営力向上計画の策定は当事務所へお任せください

<b>初回相談</b>	<b>無料</b>	認定報酬 着手金	ご相談のうえ、見積りさせていただきます。
ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	<input type="checkbox"/> 認定申請を依頼したい <input type="checkbox"/> 認定申請について詳しく聞きたい		

#### <ご相談はこちらまで >

〒603-8178 京都市北区紫竹下梅ノ木町58-1  
 小林公認会計士事務所  
 公認会計士・税理士・認定経営革新等支援機関 小林洋之  
 TEL: 075-495-1320 FAX: 075-203-5273 携帯: 090-5657-2452  
 Mail: [kobyas@iris.eonet.ne.jp](mailto:kobyas@iris.eonet.ne.jp)  
 URL: <http://www.kobyas.com/>